5月分 No.3

件 名	担当者名の記載がない電子メールについて
受付日	令和2年5月21日
ご意見・ご提案の 概要	県から担当者名のない回答や連絡等が電子メールで送付されてくるが、担当者名を記載することで、県民に対して丁寧な説明をすることになるのではないか。
県の考え方	電子メールによる回答等への担当者名の記載については、業務の性質や問合せの事案に応じて対応の仕方を各担当課で判断しているところです。
担当課	総務部で行政管理課